

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例										
2	租税特別措置等の内容	<p>医業若しくは歯科医業を営む個人又は医療法人が、社会保険診療につき、支払いを受けるべき金額を有する場合であつて、その金額が 5,000 万円以下であるときは、当該事業年度の所得金額の計算上、その社会保険診療に係る費用として、支払いを受けるべき金額については、次の金額の区分に応じる率を乗じて計算した金額の合計額を必要経費損金に算入することを認めるものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,500 万円以下の部分</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超 3,000 万円以下の部分</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 4,000 万円以下の部分</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4,000 万円超 5,000 万円以下の部分</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	控除率	2,500 万円以下の部分	72%	2,500 万円超 3,000 万円以下の部分	70%	3,000 万円超 4,000 万円以下の部分	62%	4,000 万円超 5,000 万円以下の部分	57%
収入金額	控除率											
2,500 万円以下の部分	72%											
2,500 万円超 3,000 万円以下の部分	70%											
3,000 万円超 4,000 万円以下の部分	62%											
4,000 万円超 5,000 万円以下の部分	57%											
3	担当部局	厚生労働省 医政局 総務課 歯科保健課										
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月										
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 29 年創設 昭和 54 年見直し (一律 72%としてした控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し) 昭和 63 年見直し (5,000 万円を超える医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)</p>										
6	適用期間	期限なし										
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法</p>										
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅳ 地域で健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標 1 医療サービスを安定的に供給する 施策中目標 1 安定的な医療提供体制を構築する</p>										
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の事務処理の負担を軽減する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の事務処理の負担が軽減された結果、経営の安定化がはか</p>										

			られるとともに、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むので、医業に専念できる。
8	有効性等	① 適用数等	27,696 件 「平成 21 年財務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)から推計
		② 減収額	245 億円 租税特別措置法の規定による増減収額試算 (平成 23 年 7 月参議院・予算委員会資料)より
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成22年) 医科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成 20 年 48.2%/平成 22 年 56.9%)となっており、当該措置が適用され得る医療機関の全体数から見て僅少や偏りが無く当該措置が使われ、適用機関において事務処理負担が軽減されていると言える。 ※日本医師会調査に基づく
			歯科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の割合は全会員の 78%であり、個人立医療機関の適用率は約4割(平成 17 年 42.6%)となっており、当該措置が適用され得る医療機関の全体数から見て僅少や偏りが無く当該措置が使われ、適用機関において事務処理負担が軽減されていると言える。 ※日本歯科医師会調査に基づく
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成22年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合は、平成 20 年では 48.2%であったものが平成 22 年では 56.9%となっており、特に白色申告者における利用割合は平成 20 年の 85.2%から平成 22 年では 92.0%となり、高い水準で増加傾向にある。 ※日本医師会調査に基づく	
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年) 特例対象者をその年の社会診療報酬が 5,000 万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域医療の推進のため、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することで、小規模医療機関が医業に専念できる環境を維持するには、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の者に限り概算経費率の利用を認める本措置が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	当該措置の適用によって事務の負担が軽減された医療機関の割合は50%を超えていることから、当該措置が小規模医療機関に対し医業に専念できる環境に寄与していることがわかる。国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を維持し続けるためには、当該措置の存続が必要。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—